

【放射性廃棄物の管理・処理】

〔低レベル放射性廃棄物〕

原子力発電所から発生する廃棄物のうち、微量の放射性物質を含むものが「低レベル放射性廃棄物」に分類・管理されます。

- ・ 気体状のものは、放射能を減衰させた後、測定を行い、安全を確認した上で、大気に放出します。
- ・ 液体状のものは、処理装置で濃縮水と蒸留水に分け、蒸留水は、放射能を測定し、安全を確認した上で海へ放出します。
- ・ 処理された濃縮廃液は、アスファルトなどで固め、固体状のものは、焼却や圧縮により容積を減らし、ドラム缶に密閉します。これらのドラム缶は発電所内の固体廃棄物貯蔵庫で厳重に保管します。

その後、日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センター(青森県六ヶ所村)に搬出・埋設処分され、人間の生活環境に影響を与えなくなるまで管理されます。

《放射性固体廃棄物の発生量、搬出量及び累計貯蔵量》 (2017年3月末現在)

単位：本(200ℓドラム缶相当)

	発生量	搬出量	累計貯蔵量	
			発電所内	埋設センター
げんかい 玄海原子力発電所	491	0	40,682(40,191)	9,144(9,144)
せんだい 川内原子力発電所	1,130	0	24,822(23,692)	320(320)
合計	1,621	0	65,504(63,883)	9,464(9,464)

(注) ()内は、2016年3月末時点。



詳細は九州電力

> 関連・詳細情報(P2参照) > 廃棄物の処理(原子力発電所)

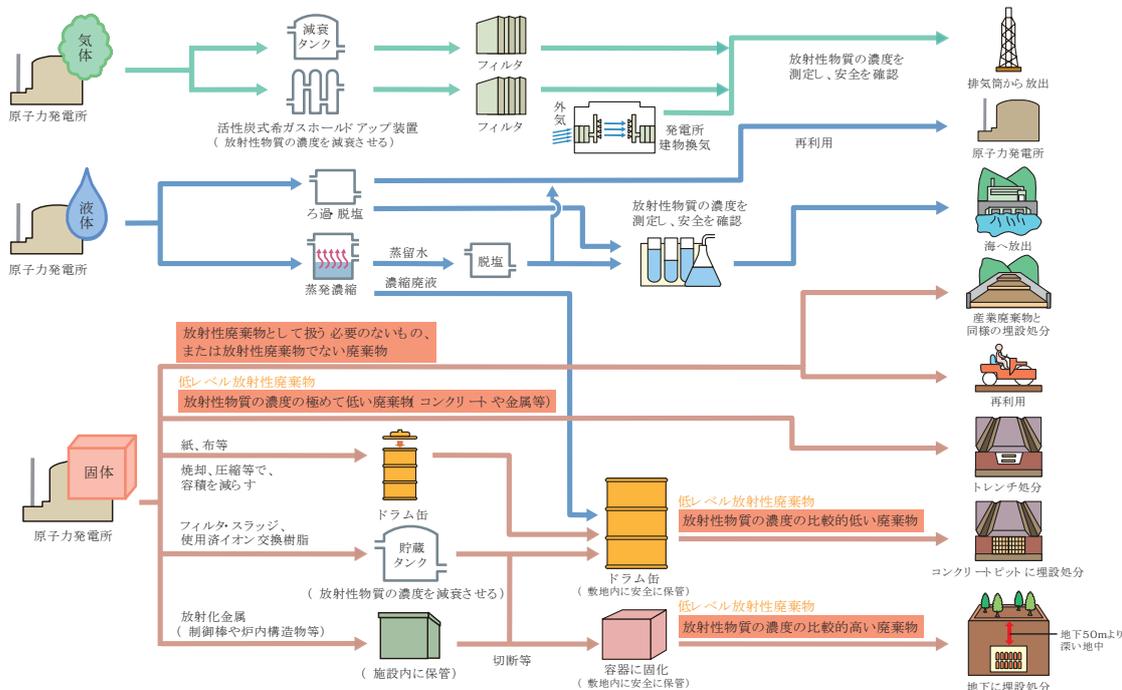
〔高レベル放射性廃棄物〕

使用済燃料の再処理過程で発生する高レベル放射性廃液に、ガラス素材を混ぜてガラス固化体にしたものが「高レベル放射性廃棄物」です。

この廃棄物は、日本原燃(株)の高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター(青森県六ヶ所村)で30~50年間冷却のため貯蔵した後、国の認可法人である原子力発電環境整備機構により最終的に地下300メートルより深い安定した地層に処分される方針です。当社のガラス固化体は、2017年3月末現在で累計187本が同センターに受け入れられています。

最終処分については、2017年4月に国の地層処分技術ワーキンググループが地域の科学的な特性(科学的特性マップ)の提示に向けた要件・基準を取りまとめるなど、国民理解の増進や地域の合意形成に向けた取組みが進められています。

《原子力発電所の廃棄物処理方法》



出典：原子力・エネルギー図面集2015(電気事業連合会)

用語集をご覧ください

- 放射性廃棄物
- 低レベル放射性廃棄物
- 固体廃棄物
- 放射性物質
- 低レベル放射性廃棄物埋設センター
- 高レベル放射性廃棄物
- 使用済燃料
- 再処理
- 放射能
- ガラス固化体
- 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター
- 最終処分
- 産業廃棄物
- フィルター・スラッジ

☑ 第三者機関による保証を受けた環境データ